

2. その他の商品別事項

生鮮果実の輸入について

輸入注意事項26第3号 (26.1.13)

生鮮果実の輸入については、植物防疫法 (昭和25年法律第151号) 及び植物防疫法施行規則 (昭和25年農林省令第73号) により、輸入禁止地域及び禁止植物 (果実を含む。) が指定されていますので注意して下さい。